

四日市市告示第 9 5 号

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 1 日

四日市市長 森 智広

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱(令和 2 年四日市市告示第 1 0 8 号)の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、市内の中小企業者(以下「中小企業者」という。)で、新型コロナウイルス感染症による売上高減少等の事由により、セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証に関する融資を利用した場合に、本市が予算の範囲内で保証料を補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)に定めるもののほか必要な事項を定め、もって中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかに該当する</p> | <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、市内の中小企業者(以下「中小企業者」という。)で、新型コロナウイルス感染症による売上高減少等の事由により、セーフティネット保証 4 号、セーフティネット保証 5 号、危機関連保証に関する融資 <u>(以下これらを「対象融資資金」という。)</u> を利用した場合に、本市が予算の範囲内で保証料を補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号)に定めるもののほか必要な事項を定め、もって中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかに該当する</p> |

こと。

ア セーフティネット保証 4 号に関する融資については、法第 2 条第 5 項第 4 号に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に認定を受け、その後貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

イ セーフティネット保証 5 号に関する融資については、法第 2 条第 5 項第 5 号に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に認定を受け、その後貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

ウ 危機関連保証に関する融資については、法第 2 条第 6 項に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に認定及び貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

(3) 及び (4) (略)

第 4 条から第 11 条まで (略)

附 則

1 (略)

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに第 6 条に規定する交付決定を受けた中小企業者に係る補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおそ

こと。

ア セーフティネット保証 4 号に関する融資については、法第 2 条第 5 項第 4 号に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内  
(以下「4 号指定期間内」という。)に認定を受けた認定書の有効期限までに融資の申込みを行い、貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

イ セーフティネット保証 5 号に関する融資については、4 号指定期間内に認定を受けた認定書の有効期限までに融資の申込みを行い、貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

ウ 危機関連保証に関する融資については、法第 2 条第 6 項に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

(3) 及び (4) (略)

第 4 条から第 11 条まで (略)

附 則

1 (略)

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに第 6 条に規定する交付決定を受けた中小企業者に係る補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおそ

の効力を有する。

の効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(商工農水部商工課)